

(平成21年10月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 13 件 |
| 国民年金関係 | 7 件 |
| 厚生年金関係 | 6 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 13 件 |
| 国民年金関係 | 6 件 |
| 厚生年金関係 | 7 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年3月までの期間及び52年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、昭和42年7月から同年9月までについては、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和42年7月から同年9月まで
③ 昭和48年7月から51年3月まで
④ 昭和52年7月から同年12月まで

申立期間①については、当時、私はA県B市に居住しており、米穀店に配給米をもらいに行った際、国民年金保険料を納付していた。保険料額は月額100円で、元夫の分と一緒に支払っていた。

申立期間②については、集金人から、未納よりも免除した方が良いと聞いていたので、免除申請をしたと思う。

申立期間③及び④については、離婚後、C市D区の住居兼工場で自営をしており、子供が中学生のころ住居を同市E区に転居し、昭和52年12月にはF町に転居したが、国民年金保険料を納付するよう通知が来たら納付していたはずである。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月に夫婦連番で払い出されており、申立人が国民

年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の元夫は納付済みであり、A県B市では、国民年金制度発足当初から集金人制度があったことも確認できることから、申立人が申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

申立期間②については、当時、国民年金保険料の免除申請手続は世帯単位で行われており、申立人の元夫は、申立期間を含む昭和42年度の保険料については、申請免除とされていることが社会保険事務所の保管している特殊台帳により確認できることから、申立人についても、申立期間の保険料の免除申請手続が行われていたものと考えられる。

申立期間④については、6か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を60歳まですべて納付している上、申立期間前の昭和51年4月から52年6月までの保険料をF町へ転居後に過年度納付していることが同町の保管している被保険者名簿により確認できることから、申立期間についても未納のまま放置していたものとは考え難い。

一方、申立期間③については、申立人は、C市D区から同市E区に転居したが、納付書が送付されて来れば国民年金保険料を納付していたはずであると主張している。しかしながら、社会保険事務所が保管している特殊台帳では、昭和53年1月*日に同市D区からF町へ住所変更していることが確認でき、転入先の同町が保管している被保険者名簿では、転入前の住所はC市D区であり、同市E区における国民年金の住所変更手続は行われなかった旨の記載が有る上、申立人が所持する国民年金手帳においても、上記と同日に申立人の住所はC市D区からF町へ変更とされており、申立人はC市E区への住所変更手続を行わなかったものと推認される。

また、申立人が当該申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年3月までの期間及び52年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

また、昭和42年7月から同年9月までについては、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年12月及び58年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料も含め納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年12月
② 昭和53年1月から同年3月まで
③ 昭和53年7月から54年3月まで
④ 昭和57年12月から58年3月まで
⑤ 昭和58年6月から同年9月まで

昭和52年に、友達に勧められ、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は付加保険料とともに、郵便局で納付していた。

しかし、私の国民年金の納付記録では、申立期間①及び⑤については未納となっており、申立期間②、③及び④については一緒に納付したはずの付加保険料が未納となっている。納得いかないので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び⑤は、1か月又は4か月と短期間であるとともに、申立人は、前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、昭和52年4月以降、申立期間①、⑤及び第3号被保険者期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①については、昭和52年4月から同年11月までの国民年金保険料を付加保険料とともに現年度納付し、53年1月から同年3月までの保険料を過年度納付していることが、社会保険事務所に保管している

特殊台帳で確認できることから、申立人が申立期間のみ未納のまま放置していたとは考え難く、申立人は申立期間についても付加保険料も含め現年度納付したものとみても不自然ではない。

さらに、申立期間⑤については、申立期間前の昭和 58 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については 59 年 9 月 5 日に付加保険料も含め過年度保険料として、申立期間後の 58 年 10 月から同年 12 月までの保険料は付加保険料も含め現年度保険料として納付するとともに、59 年 1 月から同年 3 月までの保険料は同年 8 月 1 日に付加保険料も含め過年度納付していることが社会保険事務所が保管する特殊台帳から確認できることから、申立期間⑤の保険料についても付加保険料も含め納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間②及び③については、付加保険料は定額保険料に付加し、併せて納付することとされている上、社会保険事務所が保管する特殊台帳に付加保険料を納付したことを示す表示も無いことから、付加保険料が納付されていたとは考え難い。

また、申立期間④については、社会保険事務所が保管する領収済通知書において、昭和 58 年 12 月 1 日付けで郵便局において納付していることは確認できるものの、この国民年金保険料額は定額保険料額のみである。

さらに、申立人が、当該期間の国民年金付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 12 月及び 58 年 6 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料も含め納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月から40年7月まで
② 昭和40年8月から50年3月まで

申立期間①については、厚生年金保険の脱退手当金を受け取った期間であることは間違いないが、国民年金の加入勧奨を受け、国民年金に加入した。その際、20歳となる38年*月までさかのぼって国民年金保険料を納付できると言われたが、一括払いは無理と言うと、分割払いでもいいと言われたので、生活を切り詰め、夫の保険料と併せて納付をしていたので申立期間の納付記録が無いことは納得できない。

また、年金手帳に資格取得日が昭和38年8月23日となっているが、40年8月13日に訂正されていることにも納得できない。

申立期間②については、納付書で納付したと思うので未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和49年4月から50年3月までについては、当時、A市においては国民年金の加入手続時に国民年金保険料の未納期間があった場合、納付可能な2年分について納付書を作成して納付勧奨することが通例であり、申立人は50年4月から51年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できる上、申立人は50年4月以降の国民年金加入期間について、未納期間が無いことを踏まえると、当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立人は、国民年金の加入勧奨を受けた際、20歳となる昭和38年*月までさかのぼって国民年金保険料を納付できると言われ、申立期間①の保険料を納付するとともに、申立期間②についても納付書で納付したと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、52年5月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点では申立期間①及び②のうち40年8月から49年3月までの保険料は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

なお、申立人は、国民年金の資格取得日が昭和38年8月23日から40年8月13日に訂正されていることは納付できないとしているが、制度上、脱退手当金受給済期間を含め厚生年金保険の被保険者期間については国民年金に加入できないことから、社会保険庁では、申立人の厚生年金保険加入期間が確認できた平成18年5月2日付けで、当該資格取得日を厚生年金保険の資格喪失日の40年8月13日に訂正したものであると考えられる。

また、申立人が申立期間①及び②のうち昭和40年8月から49年3月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年10月から6年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年2月及び同年3月
② 平成5年10月から6年9月まで

申立期間②については、平成7年から8年ごろに、郵送されて来た納付書により、A社会保険事務所で納付した。その後、1年以内に再び納付書が郵送されて来たので、同社会保険事務所で納付した。申立期間①については、2回目の納付の際、職員に確認すると、期間を過ぎているため納付できないという回答であった。疑問を感じながらも申立期間①以外の期間を納付した。未納とされていることに納付できないので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、昭和61年12月以降、申立期間を除き、国民年金加入期間について未納は無く、平成11年8月から17年3月までの期間及び19年8月から21年3月までの期間は付加保険料も納付しており、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、平成7年から8年ごろに、未納であった国民年金保険料を郵送されて来た納付書により2回にわたり社会保険事務所で納付したとしており、申立人は、6年10月から7年3月までの保険料を過年度納付していることが社会保険庁のオンライン記録から確認できることから、納付可能な申立期間を未納のまま放置していたとは考え難く、申立期間②の

保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

さらに、平成7年度の納付記録については、社会保険庁のオンライン記録では現年度納付と記載されているが、B市役所が保管する申立人の国民年金被保険者名簿では現年度納付とはなっておらず、過年度納付と読み取れることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性もうかがわれる。

一方、申立期間①については、申立人が社会保険事務所へ申立期間②の過年度納付に行った際、職員から既に時効により納付できないとの説明を受け、保険料を納付しなかったとしている。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻中の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、平成5年10月から6年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から45年3月まで

私は、昭和39年6月か7月ごろに国民年金の加入手続を行い、父親が私の国民年金保険料を納付してくれており、婚姻後は、妻が夫婦二人分を納付してくれていた。申立期間について、私の保険料が、未納とされていることに納得できないので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿から、46年6月に払い出されていることが確認でき、申立人が所持する国民年金手帳は、同年4月28日に発行されていることから、申立人は、この日に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点において、当該期間は過年度納付が可能な期間であり、当時、A市では、国民年金の加入手続を受け付けた際、納付可能な過年度保険料の納付書を作成し、納付勧奨するのが通例であった上、社会保険庁のオンライン記録で納付が確認できる当該期間直後の45年4月から46年3月までの保険料は、申立人が所持している国民年金手帳により、現年度納付されたことを示す検認印が無いことから、46年5月以降に過年度納付されたものと推認され、納付勧奨を受けた申立人は、当該期間の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和39年6月から44年3月までについては、

上述の過年度納付した 46 年 5 月以降の時点において、当該期間の国民年金保険料については、既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、特例納付したとの主張は無い。

また、申立人の父親又は申立人の妻が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月及び46年1月
② 昭和46年6月から48年8月まで
③ 昭和49年6月から50年3月まで

私は、会社を退職した後、昭和45年12月ごろに区役所で、国民年金の加入手続をした。申立期間の国民年金保険料は、郵便局において1か月か2か月ごとに区役所から送られて来た納付書で納付していた。現在、その領収書は持っていないが、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③のうち、昭和49年7月から50年3月までは、9か月と短期間であるとともに、申立人が所持している国民年金手帳の資格取得日は49年7月1日となっていることから、この手帳の発行日(50年9月23日)時点で、当該期間は過年度納付することが可能であり、当時、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親も、当該期間の保険料を納付済みである。

また、A市においては国民年金の加入手続の際、過年度保険料の納付を希望する場合、過年度保険料の納付書を発行していたことが確認できることから、申立人は昭和50年9月に国民年金の加入手続を行った直後に現年度保険料として同年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付するとともに、当該期間の保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①、②及び③のうち昭和49年6月分については、申立人

は、45年12月ごろに、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったと主張しているが、申立人が所持している国民年金手帳の資格取得日は49年7月1日と記載されており、同手帳の発行時点では、当該期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人又は申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から同年10月まで

私は、20歳になった際、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を郵便局で納付したはずである。未納とされているのは納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、10か月と短期間であるとともに、国民年金加入期間の国民年金保険料については、申立期間を除き、すべて納付済みであることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年9月ごろに払い出されていることが、前後の同記号番号の被保険者記録から確認でき、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立期間の国民年金保険料は、過年度保険料として納付が可能である。

さらに、A市では、過年度保険料の納付を希望する場合、過年度保険料の納付書を発行していたことが確認できる上、申立人が、国民年金の加入手続を行った時点で申立期間と同様に過年度保険料として納付が可能である平成4年11月から5年3月までの保険料を6年12月21日に納付していることが確認でき、これは、国民年金加入手続時に、申立人の申出により過年度期間を分割した納付書が作成されたものと推認できることから、申立人は、申立期間についても、この納付書で納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和24年12月1日から26年2月2日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合における資格取得日に係る記録を24年12月1日、資格喪失日に係る記録を26年2月3日とし、申立期間のうち24年12月から26年1月までの期間の標準報酬月額を2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間のうち昭和24年12月から26年1月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から26年10月1日まで

私は、昭和24年4月1日から26年10月1日までA組合に勤務したが、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、この間の厚生年金保険の加入記録が無い。私は、上記事業所のB部に間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時A組合に勤務していた同僚の供述から、申立人が申立期間のうち昭和24年12月1日から26年2月2日までの期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人が氏名を記憶していた同僚については、役員を除き、A組合が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和24年12月1日から当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格の取得が確認できる。

さらに、上記同僚を含む当時A組合に勤務していた従業員に照会したところ、回答が得られた3人の従業員が記憶している申立期間当時の従業員

については、申立人及び役員を除き、社会保険庁の記録において、ほとんどの同僚が厚生年金保険の被保険者である上、上記3人の同僚が記憶している当時の当該事業所の従業員数は、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる被保険者数とほぼ一致していることから、当時当該事業所では、役員を除くすべての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

上記の事実及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人についても、申立期間のうち昭和24年12月から26年1月までの期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和24年12月から26年1月までの標準報酬月額については、申立人と同年代の従業員の標準報酬月額から、2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、後継事業所の事業主は、申立期間当時の資料が保管されていないため不明であるとしているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和24年12月から26年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和24年4月1日から同年11月30日までの期間については、A組合は厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である上、当該期間に勤務していたとする同僚に照会しても、当該期間に従業員の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

また、昭和26年2月3日から同年10月1日までの期間については、A組合の後継事業所であるC組合に照会しても、申立人の勤務実態等を確認できる関連資料等は保管されていない上、申立期間当時の同僚からも申立人の勤務実態に係る供述を得ることができなかつたため、申立てに係る事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間のうち昭和24年4月1日から同年11月30

日までの期間及び26年2月3日から同年10月1日までの期間において厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち昭和24年4月1日から同年11月30日までの期間及び26年2月3日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を平成元年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月1日から同年8月1日まで

A株式会社での厚生年金保険について、途中で退職した事実はなく、継続して申立期間においても勤務し、事業主から厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元同僚が所持する給与明細書により、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成元年3月1日の資格喪失時の標準報酬月額から28万円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁の記録では、A株式会社は、平成元年3月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、その後、当該事業所は、同年8月1日付けで再び厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事業所は申立期間においても継続して業務を行っており、当時の従業員数から厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としているが、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）に係る申立期間②のうち、昭和55年4月から同年9月までの期間の標準報酬月額に係る記録を10万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年9月20日から53年12月1日まで
② 昭和53年12月1日から63年6月11日まで
社会保険庁の被保険者記録照会回答票によると、申立期間①は本社であるC株式会社で、申立期間②は支社であるA株式会社で、それぞれ勤務していた期間の標準報酬月額が実際の給与額より低く届け出られていることが分かった。昭和50年9月の入社時の給与は20万円と同僚の倍であり、63年6月の退職時は35万円と記憶している。当時の給与支払明細書どおりに申立期間①及び②に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係るA株式会社に係る社会保険庁の記録では、申立人の標準報酬月額は、申立期間②のうち昭和55年4月から同年9月までは9万8,000円と記録されている。

しかし、申立人が所持している昭和55年5月分及び同年7月分の給与支払明細書及び元同僚が所持する同年5月分から同年10月分までの給与支払明細書により、申立期間②のうち、同年4月から同年9月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料が控除されていることが推認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であって、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持している昭和 55 年 5 月分及び同年 7 月分の給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間②のうち同年 4 月から同年 9 月までの期間は 10 万 4,000 円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の給与支払明細書において確認できる保険料控除額に相当する標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致していないものの、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

また、申立期間②のうち、昭和 53 年 12 月 1 日から 55 年 3 月 31 日までの期間及び同年 10 月 1 日から 63 年 6 月 11 日までの期間については、賃金台帳等の資料が保管されていないため報酬月額及び厚生年金保険料の控除額が確認できず、申立人が所持する 57 年 4 月分の給与支払明細書及び元同僚が所持する当該期間の一部の給与支払明細書では、給与支給額と控除額から算出した標準報酬月額は社会保険庁の記録と一致しており、申立人が主張する標準報酬月額の相違の事実については確認できない。

一方、申立期間①について、C 株式会社及び現在の事業主に照会しても回答を得られず、申立期間当時の事業主の所在は不明であり、厚生年金の標準報酬月額の決定に関する資料等の存否は不明のため、申立てに係る事実を確認することができない。

また、元同僚の所持している C 株式会社における昭和 53 年 10 月分及び同年 11 月分の給与支払明細書では、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に比べ高い額の給与支給額となっているが、厚生年金保険料の控除額が記載されていない。

さらに、申立人は給与明細書等の具体的な資料を所持していないことから、実際の支給額及び保険料控除額については確認できない。

このほか、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和 53 年 12 月 1 日から 55 年 3 月 31 日までの期間並びに同年 10 月 1 日から 63 年 6 月 11 日までの期間について申出に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び申立期間②のうち当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成13年8月から16年11月まで、17年1月及び同年2月の期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録について、13年8月から15年3月までは28万円、同年4月は32万円、同年5月は30万円、同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は32万円、同年9月及び同年10月は30万円、同年11月は32万円、同年12月及び16年1月は30万円、同年2月及び同年3月は32万円、同年4月及び同年5月は30万円、同年6月は32万円、同年7月は30万円、同年8月は32万円、同年9月から同年11月までは30万円、17年1月及び同年2月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年10月1日から17年2月28日まで
社会保険庁からの被保険者記録照会回答票によると、A株式会社の勤務期間における標準報酬月額が実際の給与額より低く届出られていることが分かった。当該期間の標準報酬月額は30万円から16万円となっているが、給与明細書によると毎月34万円から30万円程度の給与を受け取っていた。申立期間について標準報酬月額の訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「給料支給明細書」に記載されている報酬額は、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に比し高額であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち平成13年8月から16年11月まで、17年1月及び同年2月の期間については、申立人の標準報酬月額に係る記録を、申立人が所持する「給料支給明細書」に記載されている報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から、平成13年8月から15年3月までは28万円、同年4月は32万円、同年5月は30万円、同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は32万円、同年9月及び同年10月は30万円、同年11月は32万円、同年12月及び16年1月は30万円、同年2月及び同年3月は32万円、同年4月及び同年5月は30万円、同年6月は32万円、同年7月は30万円、同年8月は32万円、同年9月から同年11月までは30万円、17年1月及び同年2月は30万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間について誤った標準報酬月額を届出した旨の供述をしていることから、事業主は社会保険庁の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、当該申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年10月から13年7月までの期間及び16年12月については、「給料支給明細書」に記載された厚生年金保険料控除額から算出した標準報酬月額が、事業主から社会保険事務所に届出されている標準報酬月額と同額以下であることから、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成2年7月から同年9月までは41万円、同年10月から3年9月までは47万円、同年10月から4年2月までは28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月1日から4年3月31日まで

申立期間について、株式会社Aにおける給与の支給額(約40万円)と社会保険庁の標準報酬月額を比べると、社会保険庁の記録における標準報酬月額が低くなっているため、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を平成2年7月から同年9月までは41万円、同年10月から3年9月までは47万円、同年10月から4年2月までは28万円と記録していたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成4年3月31日)の後の同年4月20日付けで、2年7月1日に遡及して標準報酬月額を20万円に引き下げている上、申立人のほか10人についても、申立人と同様に、遡及して標準報酬月額を引き下げられていることが確認できる。

また、申立人に係る雇用保険の離職時賃金日額(9,913円)から算定した報酬月額と社会保険庁における資格喪失時の訂正前の標準報酬月額(28万円)とがおおむね一致している。

さらに、株式会社Aの事業主は、平成4年ごろ、経営が悪化し、社会保険料が滞ったため社会保険事務所に協議したところ、標準報酬月額を減額

することになったが、その際、従業員に説明していなかった旨の供述をしている。これについて、管轄の社会保険事務所に照会したものの、当該事業所に係る滞納処分票等の関連資料については保存期間が過ぎているので確認できず不明である旨の回答であった。

これらを総合的に判断すると、当該記録訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成2年7月から同年9月までは41万円、同年10月から3年9月までは47万円、同年10月から4年2月までは28万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月1日から8年9月30日まで
社会保険庁の記録では、有限会社Aに勤務していた期間のうち、平成7年12月1日から8年9月30日までの標準報酬月額が9万8,000円となっているが、給与明細書に記載されているとおり、50万円の役員報酬を受けており、標準報酬月額50万円に相当する厚生年金保険料を控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書から、申立期間における申立人の報酬月額は50万円であり、50万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、有限会社Aの代表取締役に照会したところ、申立人の所持する給与明細書はたしかに同社のものであり、社会保険事務や経理はすべて自分が行っていたとしており、また、社会保険料を滞納していたため、社会保険事務所で相談の結果、標準報酬月額を減額して支払いやすくするために、申立期間における標準報酬月額の変更を行った旨の回答が得られた。

さらに、社会保険庁の記録によると、当初、申立人の申立期間における標準報酬月額は、50万円と記録されていたところ、有限会社Aが適用事業所に該当しなくなった日（平成8年9月30日）の後の同年10月22日付けで、7年12月1日にさかのぼって9万8,000円に訂正されていることが確認できる。なお、申立期間に同社で被保険者記録のある者は、申立人以外

には代表取締役を含め2人のみであるが、この2人の標準報酬月額も、申立人と同様に、7年12月1日にさかのぼって9万8,000円に訂正されている。

加えて、申立人は有限会社Aの取締役であったものの、社会保険事務や経理には関与しておらず、標準報酬月額を引き下げられていたことについては知らなかったと述べており、上記の代表取締役も、申立人の供述どおりであり、説明はしていなかった旨回答している。また、同社の元従業員にも照会したところ、申立人は社会保険事務や経理には関与していなかった旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から46年9月までの期間及び56年3月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月から46年9月まで
② 昭和56年3月から同年11月まで

私は、高校卒業後、叔母のところに姉と一緒に同居していた昭和40年3月ごろ、A区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、叔母が、納付書により、同区役所又はB銀行で納付してくれていたと思う。記録の訂正をしてほしい。

なお、年金手帳には申立期間の被保険者資格が記入されている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和40年3月ごろ、C市A区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、申立人の叔母が同区役所又は金融機関で納付してくれていたと主張している。しかしながら、申立人は、戸籍の附票において48年2月までD市に居住していたことが確認できることから、住所地ではないC市においては国民年金に加入することができなかつたものと考えられる上、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から53年2月に払い出されており、このころに国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立期間②については、昭和51年4月以降の国民年金保険料の納付状況等を記録しているC市の国民年金収滞納リストにおいて、申立人は、「資格喪失」となっていることから、同市では、55年3月1日に厚生年金

保険の被保険者となったことに伴い、同日に国民年金の被保険者資格を喪失後、申立人から再加入手続が行われなかったため、申立人を国民年金被保険者として管理していなかったものと考えられ、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致することから、申立期間は未加入期間であり、申立期間の保険料を納付できなかったものとみるのが相当である。

さらに、申立期間②については、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄に、昭和56年3月25日に国民年金の資格を取得し、同年12月1日に資格を喪失した記載が有るが、これは平成6年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したため、申立人が国民年金の再加入手続を行った際に記載されたものと推認でき、この時点では、申立期間②の国民年金保険料は既に時効により納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から54年3月まで
亡くなった両親のいずれかが私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、私の分も一緒に集金人に払ってくれていたはずである。申立期間が未納であることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の両親のいずれかが国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずであると主張している。しかしながら、申立期間の保険料を納付するには国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人に同手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、A市が申立期間のうち昭和51年4月以降の国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいても、申立人は「登載なし」とされており、申立人は、国民年金被保険者として管理されていなかったものと考えられ、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の両親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から48年12月まで

私は、A県B市に転居した昭和45年2月か3月ごろ、同市の支所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を集金により納付した。領収書は、その後紛失してしまった。

申立期間が未納となっていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A県B市に転居した昭和45年2月か3月ごろ、同市役所支所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人がA県C市に居住していた時期である49年1月に払い出されていることが社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳管理簿により確認でき、申立人は、国民年金被保険者資格を同年同月24日付けで任意の資格により取得していることが社会保険事務所が保管している特殊台帳により確認できることから、申立人は、この日に国民年金に任意加入したものと考えられる上、B市の保管する被保険者台帳に該当者が見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚

姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から51年3月まで

私が20歳になったときに母親から国民年金を掛けたと聞いている。その後、昭和51年3月に就職する際、母親から「この年金記録は、大切に保管しておくように」と言われたことも鮮明に記憶している。兄も、確かに母親が私の国民年金保険料を納付していたと言っており、申立期間が未納であることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった際、申立人の母親から国民年金の加入及び申立期間の国民年金保険料の納付について聞いた記憶があると主張している。しかしながら、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の被保険者番号であり、この番号で国民年金保険料を納付できるのは基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以後であり、申立人の母親が申立期間の保険料を納付するためには、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立期間当時、申立人が居住していたA市B区において同手帳記号番号の払出しについて国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、同手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人に係る社会保険庁の基礎年金番号情報記録には、申立人の国民年金手帳記号番号は登録されておらず、申立人は、平成14年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことに伴い、新規に国民年金被

保険者資格を取得したものと考えられ、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の国民年金保険料は納付することができなかったものとみるのが相当である。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から45年9月までの期間及び47年3月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から45年9月まで
② 昭和47年3月から50年3月まで

私の父親は、私が勤務先を退職した後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付し、婚姻後は、夫の保険料も一緒に納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月に、申立人の夫と連番で払い出されていることが社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人の父親は、このころに申立人の国民年金加入手続を行ったものと推認され、この時点で、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、さかのぼって保険料を納付したとの主張は無い。

また、申立期間②について、申立人は、その父親が、婚姻後も申立人とその夫の国民年金保険料を納付してくれていたとも主張しているが、申立人の夫も申立期間の保険料が未納となっており、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人の父親又は申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私の国民年金については、母親が昭和36年4月ごろに国民年金の加入手続を行い、43年末に夫の転勤のためA県へ転居するまでは、集金人に国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年10月に申立人の兄であるB氏と連番で払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿から確認できることから、申立人の母親は、このころに申立人とその兄の国民年金の加入手続を行ったものと考えられるが、申立人は、婚姻により37年5月に、C市D区E町(現在は、同市F区E町)から同市G区に転居しており、D区に居住していた申立人の母親が、集金人に申立期間の保険料を納付することはできないものと考えられる上、申立人の兄についても、申立期間は未納である。

また、申立人の母親又は申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわ

せる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月14日から35年8月まで

私は、昭和32年1月から35年8月までA社B局で勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、32年9月14日に厚生年金保険の資格を喪失している。35年8月までは同局で継続して勤務しており、この間も厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

旧A共済組合の存続組合であるC企業年金基金が保管していた人事記録及び同僚の供述から、申立人は、申立期間においてA社B局で勤務していたことが確認できる。

また、上記人事記録によると、申立人については、厚生年金保険の資格を喪失した昭和32年9月14日から、D臨時作業員に雇用形態が変更されていることが確認でき、C企業年金基金の担当者は、D臨時作業員については共済年金の加入対象である旨の回答をしている。

ちなみに、上記人事記録によると、申立人は、昭和32年10月14日には正職員として採用されていることが確認できる。

さらに、C企業年金基金の担当者は、当時、臨時職員として採用され、厚生年金保険に加入していた者でも、共済年金の加入対象となる臨時職員や正職員に雇用形態が変更された場合には、共済年金に加入する取扱いであった旨の供述をしている。

さらに、申立期間において、A社B局に勤務していた従業員のうち、所在が確認できた7人に対し照会を行ったところ、6人から回答を得たが、

申立期間において、申立人に係る厚生年金保険料が給与から控除されていた事実の有無について、確認できる供述を得ることはできなかった。

以上のことから、申立人は、申立期間において共済年金の加入対象となる臨時職員及び正職員に雇用形態が変更されたため、共済年金に加入していたと考えられる。

なお、共済組合の加入期間については、公共企業体職員等共済組合法（昭和31年6月6日法律第134号）第54条第1項において、組合員期間が1年以上20年未満の者が退職した時は退職一時金を支給することとされており、C企業年金基金の担当者は、当時の制度からすると、申立人についても、退職時に退職一時金が支給されることとなっており、支給された場合、当該加入期間については、国民年金及び厚生年金に通算することができない旨の回答をしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月7日から同年11月7日まで

私は、大学の二部（夜間）の二回生の時、A株式会社B工場C係の臨時社員として昭和28年3月1日に入社した。面接の時に、厚生年金保険料を含む社会保険料が徴収されると説明を受けた。同年10月末日の臨時社員集会で、課の代表者に選出されたが、その日に庶務の人から解雇を言い渡され、離職票と厚生年金証書を受け取った。

しかし、厚生年金保険の加入期間が、昭和28年3月1日から同年6月7日までとされているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社で保管されていた昭和28年7月10日付けの「厚生年金保険被保険者資格喪失届」によれば、申立人の当該事業所における資格喪失日は同年6月7日と記載されており、この日付は社会保険事務所の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失日と一致する上、上記の届出関係通知書以外の関係書類は保管されていないことから、申立期間における申立人の正確な勤務実態について確認できない。

また、申立人は昭和28年3月1日に入社したと供述しているが、申立人が保管している当該事業所において行なわれた運動会の写真の裏面には、「昭和27年10月12日会社の運動会にて」と記載されている上、「A社アルバイト、昭和27年9月7日より28年6月6日まで」と記載されていることから、申立期間においてA株式会社で厚生年金保険の被保険者であつ

たとする申立人の主張をそのまま肯定することはできない。

さらに、上記の写真に記載されている「昭和27年9月7日より28年6月6日まで」の期間中、厚生年金保険の加入記録が無い期間(昭和27年9月7日から28年2月28日まで)については、当時当該事業所に勤務していた従業員29人に照会したところ、当時自らが臨時社員又はアルバイトであったと記憶している者9人については、社会保険事務所の記録において、全員が申立人と同様、28年3月1日が厚生年金保険の被保険者資格取得日とされている上、申立人が同僚と記憶している者3人についても同日が厚生年金保険の被保険者資格取得日とされていることからみると、当時当該事業所においては、申立人を含む臨時社員又はアルバイトについては、同年3月1日をもって一斉に厚生年金保険の被保険者資格取得届を行ったことがうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年9月1日から33年8月31日まで
② 昭和34年12月1日から36年8月31日まで
A学院の事務員兼生け花の教師として、昭和32年9月1日からB学院に名称変更される36年8月31日まで勤務していたので、この期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の同僚の供述により、申立人がA学院に勤務していたことは推認できるものの、社会保険庁の記録においてA学院が厚生年金保険の新規適用事業所となった日は、申立期間以降の昭和33年9月1日であるため、申立期間①について当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、申立期間①において在籍したと供述している当該事業所の従業員についても、社会保険庁の記録において、当該期間の厚生年金保険加入記録は無い。

申立期間②については、申立期間当時の複数の同僚の供述により、申立人がA学院に勤務していたことは推認できるものの、同僚のうち1人は、「申立人が事務をしていた期間はそんなに長い期間ではなかった。」と供述している上、複数の同僚の供述及び社会保険事務所のA学院に係る厚生年金保険被保険者名簿の記載から、遅くとも申立期間②の間である昭和36年4月1日までは、A学院がC学院（学園）又はB学院（学園）に名称変更されたと考えられるが、上記複数の同僚は、「申立人はA学院が名称変

更した後は週1回程度の勤務になった。」と供述しているため、申立期間②における申立人の正確な勤務実態は確認できない。

また、当該事業所はC学院（学園）又はB学院（学園）に名称変更された後、昭和50年からD大学に組織変更されているが、同大学に照会しても申立期間当時のA学院又はC学院（学園）若しくはB学院（学園）の人事記録等は引き継がれておらず、当時の事業主及び経理担当者の存否も不明のため、申立期間②における申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料を控除されていた事実は確認できない。

加えて、申立期間のうち昭和36年4月1日から同年8月31日までの期間については社会保険庁の記録において申立人は国民年金の被保険者であることから、当該期間についても厚生年金保険の被保険者であったとする申立人の主張をそのまま肯定することはできない。

また、社会保険事務所のA学院に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の健康保険証が昭和34年12月1日の資格喪失日と同時期に返却された旨が記載されている上、申立期間②において申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため申立人の厚生年金保険加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月27日から28年5月3日まで
② 昭和28年5月15日から30年1月3日まで

申立期間①は株式会社Aで正社員として、申立期間②はB社で布織の下持ちとして、それぞれ勤務していたが、社会保険事務所へ照会したところ、申立期間①及び②について、厚生年金保険の未加入期間となっている。両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社Aは、昭和57年10月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、平成元年12月3日に解散し、元事業主及び役員は既に亡くなっているか、所在が不明であり、当時の賃金台帳等関連資料についても存否が不明であるため、申立人の申立期間①の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

また、社会保険事務所が保管する株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立期間①当時在籍していた元同僚20人は、既に亡くなっているか、所在が不明であるため、申立てに係る事実を確認するための資料及び供述を得ることはできない。

さらに、申立人は当時の同僚については氏名を記憶しておらず、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできなかった。

加えて、上記の被保険者名簿において、申立人は、昭和27年5月27日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、申立期間①において申立人の標

準報酬月額が改定された記録も無いことから、申立人の資格喪失に係る手続に不自然な点は見られない。

申立期間②について、元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は、B社に勤務していたこととはうかがえる。

しかし、B社が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは昭和28年6月1日であり、申立期間②のうち、同日より前に適用事業所であった事実は確認できない。

また、B社は、昭和32年12月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②当時の事業主及び役員は既に亡くなっているか、所在が不明であり、当時の賃金台帳等関連資料についても存否が不明であるため、申立人の正確な勤務期間及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

さらに、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②当時在籍し、所在が判明した元同僚二人に照会を行ったところ、一人は申立人を記憶していたものの、申立人の勤務期間及び勤務状況を憶えておらず、もう一人は申立人を憶えていないため、申立人の申立期間②の勤務の実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1210

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年5月1日から27年5月25日まで
(A社)
② 昭和29年1月1日から32年10月13日まで
(B社)
③ 昭和33年3月28日から35年1月1日まで
(B社)

申立期間について、社会保険事務所から脱退手当金が支給済みであるとの回答をもらったが、受け取った記憶はないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた最後の事業所の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、通算年金制度創設前である昭和35年10月4日に支給決定されているほか、社会保険業務センターが保管する申立人の申立期間①及び②に係る被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことがそれぞれ複数回記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 46 年 4 月 17 日まで

A協会を退職する際、脱退手当金について何も説明されていないし、脱退手当金という言葉さえ知らなかった。B社会保険事務所にも行ったことがない。A協会の厚生年金保険被保険者期間は残っていると思っていた。脱退手当金を受け取った記憶はないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所には、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書には、「受付 昭 46. 4. 28 B社会保険事務所」、「支払済 昭 46. 7. 20」の押印が有るとともに、同請求書の裏面の領収欄には、昭和 46 年 7 月 20 日付けで、申立人が脱退手当金を受領したことを示す署名及び捺印が確認できる。

また、A協会の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 46 年 7 月 20 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 23 日から 37 年 2 月 11 日まで
(A株式会社)
② 昭和 37 年 4 月 16 日から 41 年 2 月 11 日まで
(B株式会社)

申立期間について、社会保険事務所から脱退手当金を支給済みという回答があったが、脱退手当金を受領した覚えがないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するB株式会社の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示があり、被保険者名簿の申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日が記載されている頁と前後3頁に記載されている脱退手当金受給要件を満たす女性31人のうち、社会保険庁のオンライン記録で脱退手当金を受給していることが確認できる申立人を含む10人全員に「脱」表示が有る。

また、被保険者名簿の申立人の欄には、「脱」表示とともに「42/*」の記載が有る。これは、申立人の脱退手当金裁定請求書が昭和42年の*番で受け付けられたことを示すものと考えられ、脱退手当金の支給記録が有る他の受給者全員の欄にも同様の記載が有る。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。